平成 30 年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課

保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

1 体設夕笙

| 1. 爬以有寸 | | 十八八十八八八八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八十八十八十八 | | |
|---------|--------------|--|--------------------------------------|----|
| 施設名 | 愛媛県視聴覚福祉センター | 所在地 | 愛媛県松山市本町六丁目11番5号 | |
| 心改石 | 多級未代心見田位ピング | 電話 | 089-923-9093 | |
| (設置年月日) | (平成7年11月1日) | HP | http://www.sityoukaku.pref.ehime.jp/ | |
| | • | | • | ." |

2. 指定管理者

指定管理者名 社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 指定期間 平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 (5年間)

3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等 施設の外観 視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠 点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボラン 設置目的 ティアの養成、文化活動の支援等を行う。 多目的ホール、和室、調理実習室、ビデオ製作室、ビデオ発送室、ビデオ貸出利用 室、情報機器利用室、試写室、点字出版物製作室、日常生活訓練室、会議室、研修 室、居室(5室)、浴室、書庫、録音室、点字図書発送室、閲覧室、聴読室、プリント 施設内容 室、教室、ボランティアルーム、言語学習室、相談室、食堂、厨房、医務室、太鼓練習 室・言語聴覚訓練室、駐車場(14台)等 ①視聴覚福祉センターの事業の実施に関する業務 ②視聴覚福祉センターの利用の許可に関する業務 ②抗聴党間にピング へい かいかい 引に係る料金の収受に関する業務 ④視聴覚福祉センターの利用に係る料金の収受に関する業務 指定管理者が 行う業務 ⑤視聴覚福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務 事務員(2)(法人他施設と兼務) 主事(1) 看護師(1)(法人他施設と兼務) 栄養士(1) 嘱託事務員(1) 嘱託會版(2) 嘱託医(2) 総務課長 (所長兼務) 支援員(2)(うち1名法人他施設と兼務) 嘱託支援員(1) 嘱託事務員(1) 嘱託業務員(3) 日々雇用職員(2) 所長(1) 施設の管理体制 視覚障がい支援係長(1) 支援課長(1) 支援主任(1) 主任言語味覚士(1) 言語味覚士(2) 嘱託支援員(1) 嘱託支援員(1) 日々雇用職員(5) 聴覚障がい支援係長 (支援課長兼務) 利用料金制 ☑ 採用している □ 採用していない 前年度からの変更 □ あり ☑ なし 利用料金等 (変更ありの場合、その内容) 開館日:祝日、12月28日~1月4日以外の日 開館日·開館時間 開館時間:9:00~21:00(点字図書館・点字出版・聴覚障がい者情報提供施設:9:00~17:00)

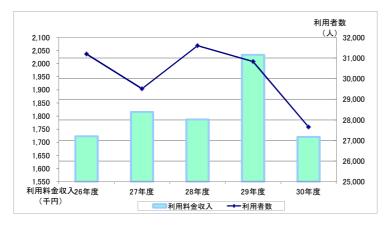
4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

| 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 県委託料(千円) | 104,276 | 104,276 | 104,276 | 104,276 | 104,957 | 107,881 |

5. 施設の利用状況

(1) 体設の利田考数と利田料金収入

| | <u> </u> | | | | | | |
|---|------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| | 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 対前年度増減率 |
| | 利用者数(人) | 31,197 | 29,508 | 31,601 | 30,832 | 27,659 | △ 10.3 % |
| 禾 | 引用料金収入(千円) | 1,723 | 1,816 | 1,787 | 2,034 | 1,721 | △ 15.4 % |



(2)利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

主な理由としては、28~29年度の利用者数はえ ひめ大会開催に係る貸館利用が多く、その反動 により利用者数減となっていると思われる。

(利用料金収入)

貸館の利用料は前年度に比べほぼ同額であっ たが、10月から開始する生活訓練において突然 のキャンセル等により受講者が減少し、利用料収 入が減となっている。

また、同行援護従業者研修においても、が介へ ルパー資格と補講受講で同行援護従業者とするみ なし期間が平成26年9月30日までであったが、資 格取得者が少なく、平成30年3月31日まで延長されたことにより、平成29年度までは新たに同行援 護従業者資格を取る人数が増加していた。しか し、平成30年度においては、県下事業所での資 格取得が普及しため、前年度に比べ受講人数が 減少し、収入減となったと思われる。

6. サービスの質向上に向けた取組み

ア)サービス向上を図る主な取組み (○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は平成30年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施) 平成30年度の内容 平成31年度の内容(予定含む) ○各種媒体や内容に応じて視聴覚障がい者に配慮した事業の広 ☆視覚障がい者を対象とした生活技術向上訓練の通年実施 報を、広く県民に対して行った 〇視聴覚障がい者の自立と社会参加のための各種事業を推進 ○館内に意見箱を設置し、利用者の声をサービス向上に反映さ する拠点施設として、社会環境の変化に即した総合的な福祉サービスを展開する。 ○センターの円滑な運営・利用者サービスの向上を図ることを目 ○事業実施に当たっては、利用者の声や目線に合わせた公平 的に愛媛県視覚障害者協会、愛媛県聴覚障害者協会、愛媛難 なサービスと利用者個々のライフスタイルに適合した計画的な 聴者協会等との運営連絡会を開催。 サービスを提供する。 〇県下全域の関係機関・団体等との密接な連携を図りながら 〇館内に無線LANシステムを整備し、情報通信環境の利便性の 向上を図るとともに、えひめFree Wi-Fi に参加し広く利用者へ 視聴覚障がい者の支援や関係ボランティア等の人材育成を行 の周知を行った ○各種研修会は、受入れ人数を検討しニーズに対応する。 ○障害者差別解消法施行に伴い、行政、関係機関と連携し、視 聴覚障がい者に情報提供を行う際に必要な点字や字幕等の作 -文化祭や地域福祉講習会時に最新の機器が体験で きる機会を設けることで情報障害の解消と生活向上の支援を 図った ○聴力検査防音室に続き騒音計を更新するなど、設備の充実に 製や環境整備に努め、視聴覚障がい者へ配慮された社会実現 努め精密な聴力検査の実現を図った。 を図る 〇ホームページをスマートフォンやタブレットにも対応した。 ☆希望する団体に対し、「障がい者にやさしい笑顔のまち連携 ☆ホームページを、利用者が不安を抱かないようサーバをSSL 事業」として視聴覚障がい者福祉に関する講座を実施し、希望 んいっしょう フォントサイズ やコントラストを弱視の方や高齢者にも分かりやすいよう変更した。 する学校(児童・生徒)に対しては、「点字手話体験教室」を行 い、視聴覚障がいに者福祉への理解・啓発を促進する。 イ)利用者からの声への対応状況(平成30年度) 利用者からの評価や苦情・要望の主な内容 利用者からの苦情・要望への主な対応状況 7. 平成30年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証 指定管理者の自己検証 県の施設所管課の確認・検証意見 地下駐車場シャッターへの安全装置取り付けや和室の畳表替え等、安 施設の整備により利用者の快適性の向上を図るとともに中途視覚障 では1年4分/マンタン (1945年) マンダン (1945年) マンダン (1945年) マンダン (1945年) マンダン (1945年) (194 がい者生活訓練事業の充実も図ることにより、障がい福祉の向上に努 めた点は評価できる。 者生活訓練事業の充実を図った。 今後とも、利用者への丁寧に対応していただき、サービス等の向上に 努めていただきたい。 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証 昨年度からは、利用者、利用料金ともに減少しているものの、全体としては、制度の導入により、利用者、利用料金も増加していると評価でき

今後は、施設の老朽化への対策が必要であるとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備が必要となってきており、施設の維持及び機能強 化への対応を検討していく必要がある。

2